

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和57年7月から61年3月まで
③ 平成9年4月から同年6月まで

申立期間①及び②については、母代わりの伯母が納付した。特に、申立期間②については、社会保険事務所（当時）から通知が届いたので、伯母と共に社会保険事務所に行き、国民年金保険料について説明を受けた。その後、納付書を送付してもらい、伯母が未納の分を納付したはずである。

申立期間③については、通知が送付されるたびに、当時同居していた別の伯母が現金を立て替えて納付したが、未納となっている。

申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間①の前後において、申立人の生活状況に大きな変化はうかがえない。

また、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月31日に払い出されていることが確認できるところ、その直後の申立期間①が未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②については、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間②に係る申立人の資格取得年月日（昭和57年7月1日）の入力年月日欄に「61.10」と記載されているところ、当該記載について、同市では、「申立人の加入手続等に係る事務処理に伴い、本市において申立

人の資格取得日を確認した年月である。」としていることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続は、昭和 61 年 10 月ごろに行われたものと考えられ、この時点で、申立期間②の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする伯母は記憶が定かではないことから、当時の状況は不明である。

申立期間③については、申立人は、国民年金保険料の通知が送付されるたびに、当時同居していた別の伯母が立て替えて納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間③直後の平成 9 年 7 月の国民年金保険料は、時効直前の 11 年 8 月 4 日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間③に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする当時同居していた別の伯母は既に死亡していることから、当時の状況は確認できず、不明である。

さらに、申立人が、申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年6月まで
② 昭和47年10月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続については記憶していないが、納付書と現金を持ってA市役所に行き、国民年金保険料を納付したと思う。国民年金保険料を納付し始めて以降は、定期的に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間については、申立人が50年3月に転入したB市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿には、「納付済」と記録されていることが確認できる。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月1日に払い出されていることが確認できることから、この時点で、申立期間①の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料については、申立期間①及び②を含め、定期的に納付していたと述べているところ、前述の被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳によれば、申立期間②直後の昭和49年度の1年分の国民年金保険料は、昭和51年7月に一括して過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間を除く期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付

されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 3 月 6 日から同年 5 月 14 日までの期間について、申立人の A 社における資格取得日は同年 3 月 6 日、資格喪失日は同年 5 月 14 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 6 日から同年 9 月 16 日まで

私は、昭和 56 年 3 月 6 日に A 社に入社した。入社してから 6 か月ほどたって、退職勧奨があり退職したが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社後、何度か健康保険被保険者証を使用したことがあるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格取得日は、当初、昭和 56 年 3 月 6 日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 56 年 2 月 28 日）の後の同年 5 月 14 日に、申立人の資格取得日に係る記録が取り消されたことが確認できる上、同僚 5 人についても、同年 5 月 14 日に、同年 2 月 28 日にさかのぼって被保険者資格を喪失した旨の記録が確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間においても法人格を有している上、昭和 56 年 5 月 14 日時点で、同社には申立人を含め 6 人以上の従業員が在籍しており、同社は適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できることから、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人の資格取得日に係

る記録を取り消す旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年3月6日に取得した被保険者資格に係る記録を取り消す旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年3月6日であると認められ、申立人の資格喪失日は、当該取消処理が行われた同年5月14日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、取消処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和56年5月14日から同年9月16日までの期間については、前述の雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に勤務していたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない上、同僚に照会しても、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的に記憶している者はおらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間には、途中で事業所の経営者が代わり、事業所名が A 社から B 社になったが、私は両事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書、昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間①において、A 社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成元年に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、昭和54年分給与所得の源泉徴収票、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間②において、B社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、B社は、昭和54年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については、適用事業所としての記録が無いことが確認できるところ、i) 同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、同年9月6日に設立され、申立期間②においても法人格を有していたことが確認できること、ii) 申立人及び複数の同僚は、同社は、A社から事業主及び事業所名が変更されただけで、事業及び従業員はB社に継承され、従業員の業務内容には変更は無かったと述べていること、iii) A社で同年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した11人全員が、B社において同年10月1日付けで被保険者資格を取得しており、同僚は、申立人を含め少なくとも6人以上が継続して勤務していたと記憶していることから、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の昭和54年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間②においても適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月及び同年8月

私は、昭和63年8月上旬ごろに国民年金の加入手続を行った。加入手続時に口座振替での国民年金保険料の納付を希望したところ、同年9月から口座振替が可能になると言われた。

申立期間の国民年金保険料については、A市役所B支所で、納付書が無くても納付が可能であると言われたので、私は、同支所で現金で納付したと思う。

国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年8月上旬ごろに国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が所持する年金手帳（再交付）及びオンライン記録によれば、申立人の資格取得日は、同年9月1日であり、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市役所B支所で国民年金保険料を納付したと述べているところ、同市では、「申立期間当時は、B支所で国民年金保険料を納付することはできなかった。」としている。

さらに、申立人は、「昭和63年9月から口座振替が可能になると言われた。」と述べているところ、申立人の国民年金保険料とみられる口座振替が確認できるのは、同年12月以降である。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付金額等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月ごろから27年4月ごろまで

私は、申立期間当時、A社の事業主の自宅に住み込んで同社の仕事に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の業務内容及び同僚等についての申立人の記憶は具体的であることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和26年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間には同社が適用事業所でなかった期間も含まれている。

また、A社は、昭和34年10月11日に適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、前述の被保険者名簿により申立期間に被保険者記録が確認できる同僚の連絡先は不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、申立人が自身と同じ職種であったと記憶している同僚についても、申立期間の被保険者記録は確認できない。

なお、前述の被保険者名簿には、申立期間のうち、A社が適用事業所となった昭和26年4月1日から27年4月ごろまでの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 6 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 26 日まで

私は、昭和 46 年 2 月に、長男出産のため、いったん A 社を退職し、同社との約束で同年 5 月 26 日に復職したので、脱退手当金の請求も受給もしていない。

調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示及び「46.4」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 4 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である 2 回の厚生年金保険被保険者期間については、同一の被保険者台帳記号番号で管理されているところ、申立期間と同一の事業所に復職した申立期間後の被保険者期間については、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和24年1月11日から同年4月18日まで
③ 昭和26年5月1日から同年8月16日まで
④ 昭和26年8月16日から27年12月1日まで
⑤ 昭和28年9月5日から29年4月25日まで
⑥ 昭和29年12月3日から33年9月1日まで

年金記録を照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みであると知った。しかし、申立期間当時、私は、脱退手当金については全く知らなかったし、手続も分からなかったので、脱退手当金を請求した記憶も支給された記憶もない。

調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている20人の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月の前後2年以内に資格喪失した者で、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たす3人のいずれも脱退手当金の支給記録があり、かつ全員が資格喪失日から約2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、事業主及び同僚は、「申立期間当時、当該事業所が脱退手当金の代理請求を行っていた。」と述べている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月30日に支給決定されているほか、脱退手当金支給整理簿には、申立人及び脱退手当金の支給記録が確認できる前述の同僚3人の氏名、支給額、裁定請求受付年月日、支給決定年月日

及び厚生省（当時）への進達年月日が記載されている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月ごろから同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月ごろから同年 11 月末までA社に勤務しており、同社名が記載されていた健康保険証を所持していたことも記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 63 年 5 月 11 日から同年 11 月 30 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の人事記録では、「健保」欄にのみ整理番号が記載され、「厚年」欄は空欄になっているところ、これについて、A社では、「申立人は、臨時雇用員であり、当時、臨時雇用員については、B国民健康保険組合（第二種の日雇い労働者）には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった。また、当社が保管している当時の厚生年金保険に係る処理台帳も確認したが、申立人の氏名は無い。」としている。

また、申立人が自らと同じ仕事内容であったと記憶する同僚についても、人事記録に記載されている勤務期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 5 日から 54 年 4 月 16 日まで
私の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 52 年 12 月 5 日となっているが、私は、51 年 3 月から 54 年 4 月 15 日まで同社に勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社の元事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 12 月 5 日と記載されており、オンライン記録及び健康保険組合の加入記録と一致する。

また、申立人と同じ仕事内容であったと記憶する同僚も、オンライン記録によれば、申立人と同日の昭和 52 年 12 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、当該同僚が所持する給料支払明細書によれば、被保険者資格喪失後は、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。